

建設業許可申請及び届出の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、令和2年6月12日からの建設業許可申請及び届出について、以下のとおり取り扱うこととします。

1 対象期間

令和2年6月12日（金）から当分の間。

2 許可申請・届出ごとの対応

申請・届出区分	提出方法	県の対応
①更新の許可申請	いずれかにより管轄の土木事務所に提出	いずれかにより返却
②各種届出等（郵送を認めていなかったものも含む）	①郵送 ②窓口へ提出	①郵送 ②窓口で返却 ※郵送を希望する場合は、
③更新以外の許可申請（新規、業種追加、更新+業種追加等）	管轄の土木事務所の窓口へ提出 ※変更なし	申請・届出時に封筒及び切手を用意し、あらかじめ提出しておくこと。

3 留意事項

- 申請及び各種届出書類に補正箇所が多い場合等については、標準処理期間内に審査の処理ができない場合がありますので、申請及び各種届出の際には、滞りなく審査が行えるよう、「建設業許可の手引き」等で確認の上、書類を作成してください
- 申請に関する疑義等のお問い合わせについては、引き続き FAX や電子メールの利用にご協力ください。
- 郵送による申請及び各種届出を行う場合は、別紙を参照の上、ご提出ください。
- 事実と異なる虚偽の記載をするなどの不正の手段により許可を受けた場合は、許可の取り消し等の監督処分を受ける可能性があります。必ず責任者へ確認の上、申請及び届出を行ってください。

郵送による場合の申請及び届出方法について

1 申請方法

(1) 申請・届出区分

ア 更新申請

許可の満了日の 30 日前までに申請書類を整え、(2) の発送方法により郵送してください。なお、申請書類の到着日が満了日を超えてしまうと申請を受理できない場合がありますので、満了日をご確認の上、期日に余裕をもって申請をお願いします。

イ 変更届等

「建設業許可の手引き」p 35～37 の表 1-19 ①～③にある期日内に書類を整え、(2) の発送方法により郵送してください。なお、いずれの書類についても書類の到着日を受付日として取り扱います。

(2) 発送方法

日本郵便（普通郵便，レターパック（○赤色の封筒，×青色の封筒））か、信書が送付可能な方法をご利用ください。なお、日本郵便による場合は、原則、書留郵便等により発送してください。

なお、許可申請の場合は、封筒に「建設業許可申請書在中」と記載し、変更届の場合は、封筒に「変更届出書在中」と記載してください。

(3) 発送先

申請書類は、主たる営業所を管轄する土木事務所（以下参照）の総務課あて郵送してください。

土木事務所等名称	所在地	管轄地域
水戸土木事務所	水戸市柵町 1-3-1 029-225-1316	水戸市，笠間市，小美玉市，東茨城郡
常陸大宮土木事務所	常陸大宮市野中町 3083-2 0295-52-3151	日立市，常陸太田市，高萩市，北茨城市，ひたちなか市，常陸大宮市，那珂市，那珂郡，久慈郡
潮来土木事務所	潮来市潮来 1086-1 0299-62-3724	鹿嶋市，潮来市，神栖市，行方市，銚田市
土浦土木事務所	土浦市中高津 3-11-5 029-822-4340	土浦市，石岡市，龍ヶ崎市，取手市，牛久市，つくば市，守谷市，かすみがうら市，稲敷市，つくばみらい市，稲敷郡，北相馬郡
筑西土木事務所	筑西市二木成 615 0296-24-9252	古河市，結城市，下妻市，常総市，筑西市，坂東市，桜川市，結城郡，猿島郡

(4) 提出部数

3 部（正本 1 部，写し 2 部※）

※ 1 部は同封の返信用封筒にて返却いたします。（返却方法については、「4 返信用封筒」を参照願います。）

2 作成書類

(1) 許可申請

「建設業許可の手引き」p 25～33及びp 47～124（記載方法）を参照し、作成してください。

(2) 変更届等

「建設業許可の手引き」p 33～37及びp 47～124（記載方法）を参照し、作成してください。

3 証紙の貼り付け

建設業許可申請の更新の場合、茨城県収入証紙は**一般・特定それぞれ 50,000 円**です。

また、茨城県収入証紙は、必ず別紙3「収入印紙、証紙等貼付欄」に貼り付けること。

貼り付けていない場合の紛失のトラブルについては責任を負いかねます。

4 返信用封筒

許可又は届出の受理の際には、土木事務所から以下のとおり送付する書類があるため、必ず返信用封筒（切手を貼り、宛名を記入したもの）を用意してください。

(1) 許可申請の場合

ア 送付物

- ・ 許可申請書写し（許可後の返送となります。）
- ・ 建設業許可通知書
- ・ 許可を受けたあとの注意（冊子）

イ 切手代金

建設業許可通知書と許可を受けたあとの注意（冊子）が合わせて約 50 g あるため、返信用封筒に必要な金額は、

許可申請書の重さ + 50 g の重さを送付できる金額

ウ 封筒のサイズ：角形2号封筒（A4用紙を折りたたまず郵送できるもの）

※更新以外の申請の場合には窓口で申請書と合わせてご提出ください。

(2) 変更届の場合

ア 送付物

変更届出書写し

イ 切手代金

変更届出書の重さを送付できる金額

ウ 封筒サイズ

角形2号封筒（A4紙を折りたたまず郵送できるもの）

※50 g 以内の場合、長形3号封筒（A4用紙をを3つ折りで郵送するもの）でも可

※参考郵送料金表（郵便局ホームページより）

定形内	
重さ	金額
25 g 以内	84 円
50 g 以内	94 円

定形外	
重さ	金額
50 g 以内	120 円
100 g 以内	140 円
150 g 以内	210 円
250 g 以内	250 円
500 g 以内	390 円
1 k g 以内	580 円

5 注意事項

- ・ 郵送書類においては、記入ミスや書類の不備などを防止するため、別添の「許可更新申請に係るチェック表」の作成にご協力ください。また、作成したチェック表は郵送時に同封してください。
- ・ 提出書類の審査において、書類の補正や確認資料の追加提出等についてご連絡を行う場合がありますので、許可申請書、届出書には必ず日中連絡の取れる電話番号と担当者氏名を記入してください。（書類の補正等が円滑に行えない場合には、許可決定等が遅れる場合がありますのでご注意ください。）